

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年5月20日

軽自動車検査協会

契約担当役 理事長 清谷 伸吾

．入札事項

- 1．件 名 梱包機用バンドの購入
- 2．仕 様 仕様書による
- 3．数 量 仕様書による
- 4．納入期限 令和6年10月31日（木）
- 5．納入場所 各事務所、支所及び分室

．競争参加者に必要な資格に関する事項

- 1．令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）で「物品の製造」または「物品の販売」の「D」等級以上に格付けされている者であること。
- 2．予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 3．会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 4．国土交通省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 5．次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 役員（業務を遂行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人・団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号について同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、当該法人・団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する

など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

・競争参加資格の確認

本競争入札の参加希望者は、競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げる書類を提出し、競争参加資格の有無について確認を受ける必要がある。なお、通知書の写しには、余白に提出年月日を記入し、責任者の記名押印をすること。

1. 提出する書類

令和4・5・6年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

余白に提出年月日を記入し、責任者の記名押印をすること。

2. 提出期限

令和6年5月20日（月）～令和6年5月31日（金）まで

上記期間（土曜日及び日曜日・祝日を除く）午後1時30分から午後5時まで

3. 提出場所

東京都新宿区西新宿三丁目2-11 新宿三井ビル2号館 15階

軽自動車検査協会 経営管理室会計課 電話 03-5324-6622

4. 提出方法 提出場所に持参すること。

・契約条項を示す場所

上記 .3. に同じ

・仕様説明

上記 .1. の提出書類確認時に、上記 .3. の場所において令和6年5月20日（月）から令和6年5月31日（金）までの間（土曜日及び日曜日・祝日を除く）に仕様書等の必要書類を配布する。

・入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

1. 日時 令和6年6月11日（火）午後2時から

2. 場所 東京都新宿区西新宿三丁目2-11 新宿三井ビル2号館 16階

軽自動車検査協会 本部 会議室

3. 入札書の提出方法 入札場所に持参すること。

・その他

1. 独占禁止法に違反する行為があった場合の措置

独占禁止法に違反する行為があった場合は、入札が無効となり、契約締結後にあっては、損害賠償金の請求を行うとともに契約を解除することがある。

2．入札保証金及び契約保証金 免除

3．入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

4．入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5．落札者の決定方法

予定価格に達し最低な価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、同額入札の場合は当該入札者によるくじ引きにより決定する。

また、入札の結果については公表することがある。

6．契約書作成の要否 要

〔連絡先〕

東京都新宿区西新宿三丁目2-11 新宿三井ビル2号館 15階

(調達及び仕様に関すること)

軽自動車検査協会 検査部 検査企画課 電話 03-5324-6613

(その他に関すること)

軽自動車検査協会 経営管理室会計課 電話 03-5324-6622

FAX 03-5324-6621